

【変更届】届出事項・必要書類について(訪問介護相当サービス)

■必要書類

1. 変更届連絡票
2. 変更届出書(別紙様式第三号(一))
3. 添付書類(※届出事項により異なります。以下の表を参照してください。)
4. 返信用封筒(控えの返信を希望する場合のみ。返信先を明記して、切手を貼ってください。)

■届出事項・添付書類

◆サービス情報の変更

サービス情報の変更届については、事業所単位での届出となります。例えば同一所在地に同一法人の運営する複数の指定事業所がありそれぞれ移転するような変更が生じた場合、それぞれの事業所から届出書・添付書類の提出が必要となります。

変更する事項	提出書類	留意点
事業所の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・指定に係る記載事項(付表第三号(一)) <p>※事業所番号は、同一所在地、同一名称の事業所に対して1つの事業所番号を付与しています。そのため以下のような場合、事業所番号が変更になります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①同一所在地で複数の介護保険サービス事業を同一事業所名称で運営しており、その一部の事業につき事業所名称を変更した場合 ②異なる事業所名称で事業を運営していたが、同一名称に統一するような場合 	<p>事業所名が定款等で定められている場合は、定款等変更の手続が必要です。</p> <p>別の所在地にある事業所と同一名称を使用することはできません。</p> <p>事業所番号が変更になる場合は事前にご相談ください。</p>
事業所の所在地(移転)	<p>【訪問介護事業と一体的に運営している場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定に係る記載事項(付表第三号(一)) <p>【単独で訪問介護相当サービス事業を運営している場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定に係る記載事項(付表第三号(一)) ・事業所の平面図※ ・事業所内外の写真(カラーに限る) ・申請者(法人)所有の事業所でない場合は賃貸借契約書等の写し <p>※同一所在地で複数の介護保険サービス事業を同一事業所名称で運営しており、その一部の事業につき事業所名称を移転した場合は事業所番号が変更になりますので、事前(移転前)にご相談ください。</p>	<p>事業所所在地が定款等で定められている場合は、定款等変更の手続が必要です。</p> <p><u>市町を越える移転の場合は、新規申請していただく必要がありますので、事前(移転前)にご相談ください。</u></p> <p>移転先に同一法人の運営する他の指定事業所がある場合、当該指定事業所の専用区画等の変更が必要になる場合があります。</p>
専用区画等の変更	<p>【訪問介護事業と一体的に運営している場合】</p> <p>連絡票と変更届出書の提出のみで添付書類は不要です。</p> <p>【単独で訪問介護相当サービス事業を運営している場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の平面図※ ・事業所内外の写真(カラーに限る)(変更部分のみ) 	<p>同一所在地に同一法人の運営する他の指定事業所がある場合は当該事業所の届出が必要になる場合があります。</p>

管理者の氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> ・指定に係る記載事項(付表第三号(一)) ・誓約書(参考様式9) <p>※婚姻等による氏名変更、又は引越し・住居表示の変更等による住所変更のみの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定に係る記載事項(付表第三号(一)) 	
サービス提供責任者の氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> ・指定に係る記載事項(付表第一号(一)) ・資格を証する書類の写し ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(標準様式1) <p>※変更日が属する月の初日から4週間分で作成</p> <p>以下の場合も変更届が必要となります。</p> <p>(1)婚姻等による氏名変更、又は引越し・住居表示変更等による住所変更のみの場合(資格証、勤務形態一覧は不要)</p> <p>(2)退職等によりサービス提供責任者が減少するのみの場合(資格証は不要)</p>	<p>【人員基準】(抜粋) 利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における居宅介護等(居宅介護、同行援護、行動援護又は利用者10人以下の重度訪問介護)の指定を受けている場合は、利用者数に含まれます。</p>
運営規程 (営業日・営業時間・サービス提供日・サービス提供時間、通常の事業の実施地域、その他の運営規程の変更)	<ul style="list-style-type: none"> ・変更後の運営規程 	<p>変更届に運営規程の変更前、変更後の内容を記載してください。</p> <p>訪問介護員数の変更があった場合でも、その度の届出は不要です。管理者・サービス提供責任者の届出時に併せて届出てください。但し、指定基準を満たさなくなる場合は、この限りではありません。</p>

◆法人情報の変更

法人情報の変更届については、**法人単位での届出となります**。同一法人の下に複数の指定事業所がある場合、一事業所からの届出を以って他の全ての事業所からの届出とみなします(**事業所一覧の添付必須**)。

ただし、**複数市町に事業所がまたがる法人については、市町ごとに変更届が必要です**。

変更する事項	提出書類	留意点
法人の名称 法人所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・履歴事項全部証明書(原本のみ)※1 ・事業所一覧(参考様式11-1) <p>※移転に際し、法人の電話、FAXが変更になる場合は、変更届出書に記載してください。</p> <p>※法人の名称が変更になる場合には、変更届出書に法人の「ふりがな」を記載してください。</p>	<p>法人の名称の変更とは当該法人の「商号変更」のみを指します。</p> <p>吸収合併、事業譲渡等により事業所の運営法人が別法人へ変更となる場合は新規申請が必要となります。変更届では処理できません。運営法人が変更となる場合は必ず事前にご相談ください</p>
代表者の氏名、生年月日及び住所	<ul style="list-style-type: none"> ・履歴事項全部証明書(原本のみ)※1 ・事業所一覧(参考様式11-1) <p>※代表者の届出は、変更届出書に代表者の「ふりがな」「生年月日」「電話・FAX」を必ず記載してください。</p>	<p>※1:現在事項証明書は不可。</p>